

物流改正法、トラック適正化二法、 トラック・物流Gメンについて

令和8年3月9日

中部運輸局自動車交通部貨物課

- 2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- 物流改正法について
- トラック適正化二法、その他について

トラック業界の構造的課題

- ✓ 長時間労働、低賃金
- ✓ 慢性的な担い手不足、若手ドライバーの不足

ドライバーの労働環境改善のため・・・

(2024年4月～)

トラック業界の働き方改革

- ✓ 時間外労働上限規制の適用（年960時間）
- ✓ 改善基準告示の見直し（拘束時間の縮減）

このまま何も対策を講じなければ・・・

物流2024年問題

- ✓ モノが運べなくなるおそれ
- ✓ ドライバーの年収低下、人材不足のおそれ

今後より深刻に……………各種対策が必要…



2018年

6月 「働き方改革関連法」成立（※労働基準法の改正）

12月 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立

（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（2024年3月末までの時限措置））

2020年

4月 「標準的運賃」を告示

2023年

6月 関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立

（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長）

7月 「トラックGメン」創設

10月 関係閣僚会議において「物流革新緊急パッケージ」を策定

2024年

2月 関係閣僚会議において「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定

3月 新たな「標準的運賃」を告示

自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定

4月 「働き方改革関連法」の施行（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）

5月 物流改正法公布 ※4月成立

11月 「トラック・物流Gメン」に改組、「Gメン調査員」の新設

2025年

4月 物流改正法の施行（※一部は2026年4月から施行）

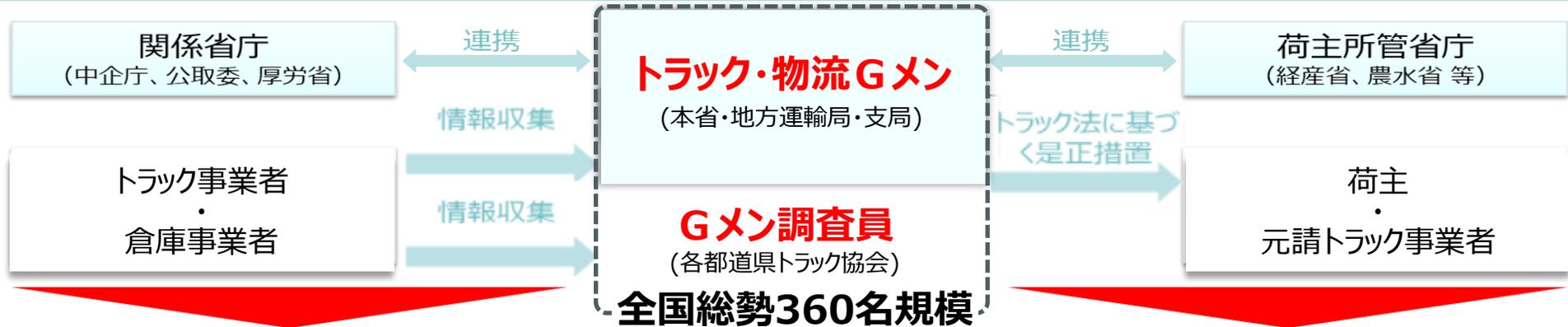
5月 下請法・下請振興法改正法 成立（※2026年1月施行、ただし一部は公布日から施行）

6月 トラック適正化二法 成立・公布

2026年

1月 下請法・下請振興法改正法 施行（「中小受託取引適正化法（取適法）」、「受託中小企業振興法」（振興法）」へ法律名変更）

トラック・物流Gメンが、Gメン調査員とともに荷主・元請事業者への監視・指導を強化



トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化 (2023年度～)

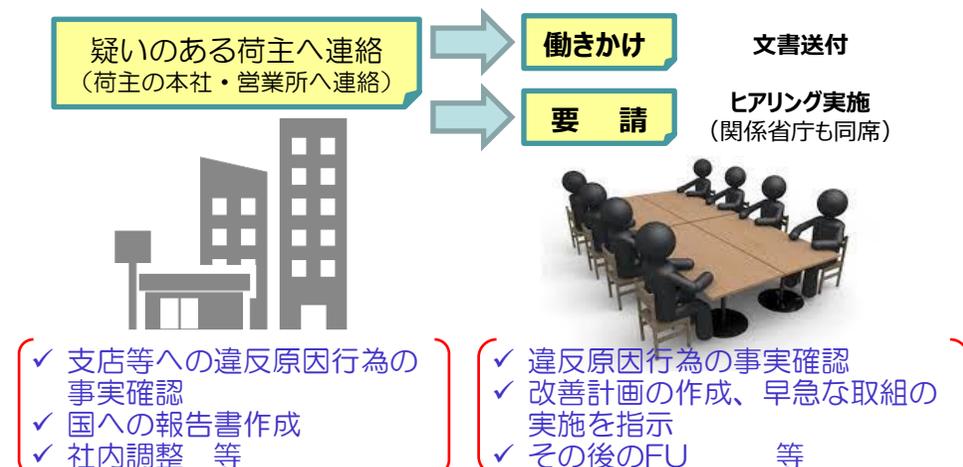
トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の**執行力を強化** (2023年度～)

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

「プッシュ型情報収集」

- ① ヒアリング (訪問・電話)**
違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集
- ② 荷主等パトロール (現場の状況確認、周知・指導)**
違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など
- ③ フォローアップ調査 (パトロール時に実施)**
 - ・ 情報提供元への事実確認・深堀り
 - ・ 「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

「是正指導」

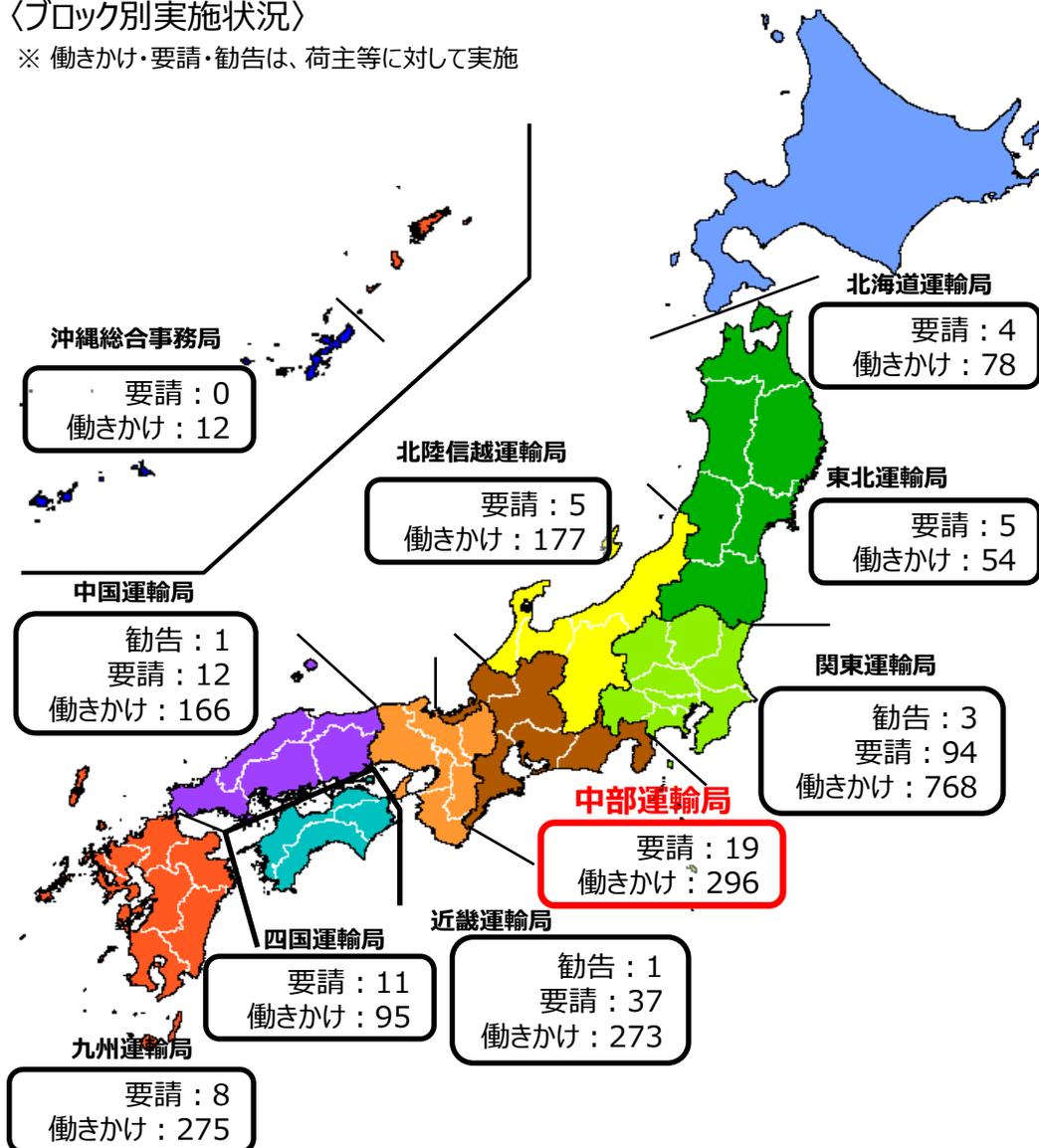


中部運輸局「トラック・物流Gメン」の活動状況

(ブロック別働きかけ等の実施件数 (令和7年11月末時点))

〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等に対して実施



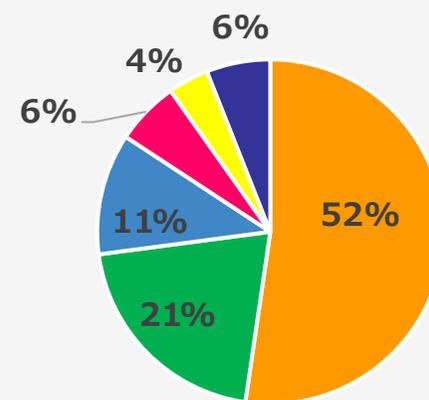
〈全国〉 (参考)

対応内容	荷主等の数	内訳
勧告	5	荷主3・元請1・その他1
要請	195	荷主106・元請83・その他6
働きかけ	2,194	荷主1,540・元請554・その他100

〈中部運輸局管内〉 (愛知、静岡、岐阜、三重、福井)

対応内容	荷主等の数	内訳
要請	19	荷主9・元請8・その他2
働きかけ	296	荷主212・元請63・その他21

「中部運輸局管内」における是正指導実施件数の違反原因行為の内訳 (令和7年11月末時点)



- 長時間の荷待ち
- 運賃・料金の不当な据置き
- 異常気象時の運行指示
- 契約になかった附帯業務
- 過積載運行の要求
- 無理な運送依頼

国土交通省では、**令和7年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて**、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化。これを受け、中部運輸局においても、管内運輸支局、公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関等と連携し、トラックが集まる施設でのトラックドライバーへの聴き取り調査や荷主等の営業所、物流拠点等を訪問し、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から、**物流改正法や取適法（改正下請法）の周知・啓発活動等を展開**。

中部運輸局トラック・物流Gメン「集中監視月間」関係の報道発表

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
中部運輸局・公正取引委員会事務局中部事務所
令和7年10月2日 14時同時発表

＜お問合せ先＞
中部運輸局自動車交通部物課 神戸、深谷、高橋
TEL：052-952-8037
公正取引委員会事務局中部事務所下請課
TEL：052-961-9424

「トラックの日」に合わせて
トラックドライバーへのヒアリング
と改正下請法の周知啓発を実施します！

中部運輸局では、トラック・物流Gメンによる「集中監視月間（10月・11月）」の取組の一環として、10月9日の「トラックの日」の前後の期間に管内各地において別紙のとおりトラックドライバーへのヒアリングを実施するとともに、公正取引委員会事務局中部事務所と合同で、令和8年1月1日から施行される製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法、以下「取適法」という。）について周知啓発を実施しますのでお知らせします。

トラックドライバーへのヒアリングは、道の駅及びトラックステーションにおいて、トラックドライバーに対して「長時間の待ち」 「契約のない附帯業務」 「過積載運送の指示・容認」等の違反原因行為の情報提供を呼び掛けていきます。提供いただいた情報をもとに荷主等への是正指導等に活用させていただきます。

また、取適法については、実施施設の利用者に対して周知啓発を図っていきます。

※ 取材を希望される場合には、「取材にあたっての注意事項」をご確認のうえ、各地における活動実施日の1営業日前の正午までに別紙実施機関の連絡先までご連絡ください。

《R7.10.2 中部運輸局プレス》

中部運輸局・公取委 合同
「トラックの日」に合わせた
ドライバーヒアリング等実施

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会事務局中部事務所
令和7年10月6日 14時00分同時発表

＜お問合せ先＞
中部運輸局自動車交通部物課 神戸、深谷、高橋
TEL：052-952-8037
E-mail: cdt-tbmen@mlit.go.jp
北陸信越運輸局自動車交通部物課 水戸、廣川
TEL：025-285-9154
E-mail: hrt-kamotsu@mlit.go.jp
公正取引委員会事務局中部事務所下請課
TEL：052-961-9424

同時発表：福井県記者クラブ、石川県記者クラブ

中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会
中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き
取り調査及び改正下請法の周知啓発を実施します！

国土交通省及び地方運輸局では、物流の「2024年問題」に適切に対応し、物流全体の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づいて、恒常的な長時間の荷待ちの発生などの「違反原因行為」をしている疑いのある荷主等に対して「働きかけ・要請」等の是正指導を行っています。

このたび、経済圏を一体とする北陸3県における長時間の荷待ちなどの「違反原因行為」に係る情報を収集するとともに、令和8年1月1日から施行される製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法、以下「取適法」という。）について周知啓発を行うため、福井県を管轄区域に含む中部運輸局及び石川県・富山県を管轄区域に含む北陸信越運輸局並びに公正取引委員会事務局中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査と実施施設の利用者に対して取適法の周知活動を実施しますので以下のとおりお知らせします。

《R7.10.6 中部運輸局プレス》

中部局・北信局・公取委 合同
ドライバーヒアリング等 実施

「集中監視月間」における主な取組み【中部管内】

①働きかけ・要請の実施

全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査（R7.8月実施）やトラック・物流Gメンによるプッシュ型情報収集等にて入手した荷主等による違反原因行為の情報を活用し、違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して働きかけ・要請の実施。

②トラックドライバーへの聴き取り調査（プッシュ型の情報収集）

公正取引委員会、適正化実施機関等と連携して、トラックが集まる施設（トラックステーション、道の駅）におけるトラックドライバーへの聴き取り調査を実施。取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施。

③合同荷主パトロールの実施

公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関等と連携して、荷主等の営業所、物流拠点等を訪問。荷主等による違反原因行為の未然防止の観点から、物流改正法、取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施。

【参考】Gメン等の関係者が全国から東京に集結、大規模荷主パトロール実施（10/28～29）※中部運輸局、静岡支局からGメン参加

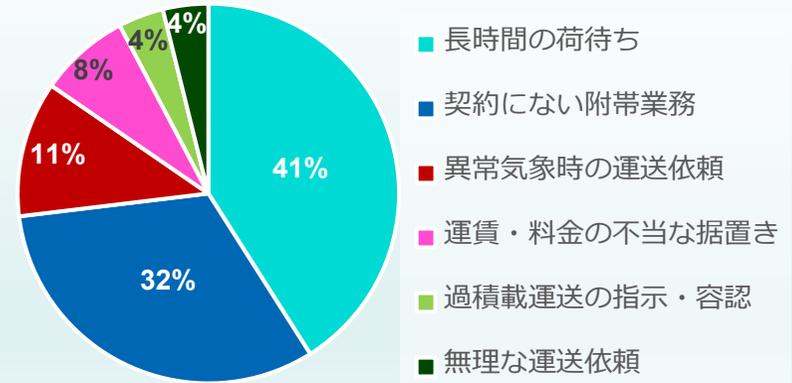
働きかけ・要請の実施

中部運輸局では、トラック事業者への違反原因行為の実態調査やトラック・物流Gメンによるプッシュ型情報収集等で入手した情報をもとに、適正な取引を阻害する疑いのある荷主等に対して「**働きかけ**」を実施。

また、過去に働きかけを実施した荷主等において、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して「**要請**」を実施。

- **要請** : 2件 (荷主 2)
- **働きかけ** : 73件 (荷主 57、元請 9、その他 7)

【違反原因行為の割合】

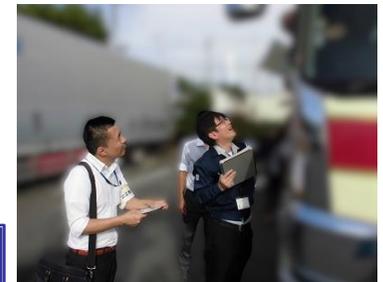


トラックドライバーへの聴き取り調査

公正取引委員会、適正化実施機関と連携

中部運輸局では、10月9日の「トラックの日」の前後の期間に中部管内にあるトラックステーション及び道の駅にて、公正取引委員会及び適正化実施機関のGメン調査員と連携して、トラックドライバーに対する荷主等による違反原因行為に関する聴き取り調査を実施。収集した情報については、トラックドライバーの労働条件の改善や取引の適正化に繋げるべく、荷主等への働きかけ等に活用。

地域	日程	場所	ドライバー聴き取り人数	違反原因行為件数	違反原因行為の種別
愛知	令和7年10月8日	名古屋トラックステーション	29人	2件	長時間の荷待ち 過積載運送の指示
静岡	令和7年10月16日	道の駅「掛川」	39人	-	-
岐阜	令和7年10月14日	道の駅「月見の里南濃」「クレール平田」	33人	5件	長時間の荷待ち 契約のない附帯業務等
三重	令和7年10月15日	亀山トラックステーション	50人	4件	長時間の荷待ち 契約のない附帯業務等
三重	令和7年10月22日	道の駅「いが」	31人	1件	長時間の荷待ち
福井	令和7年10月9日	道の駅「越前おおの荒島の郷」	11人	-	-



【R7.10.8 名古屋TSヒアリングの様子】



【R7.10.15 亀山TSヒアリングの様子】

関係行政機関等と連携した荷主等パトロールの実施

公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関と連携

地域	日程	場所	連携機関
愛知	令和7年10月8日	名古屋市の荷主等 (3社)	-
愛知	令和7年11月4日	春日井市の荷主等 (2社)	-
愛知	令和7年11月10日	岡崎市・額田郡幸田町の荷主等 (10社)	岡崎労働基準監督署・公正取引委員会
愛知	令和7年11月12日	江南市・丹羽郡大口町の荷主等 (6社)	公正取引委員会
愛知	令和7年11月21日	蒲郡市・豊川市の荷主等 (11社)	公正取引委員会・適正化実施機関
静岡	令和7年10月7日	静岡市の荷主等 (14社)	静岡労働局
静岡	令和7年10月16日	掛川市の荷主等 (6社)	公正取引委員会
岐阜	令和7年11月14日	大垣市・不破郡垂井町の荷主等 (14社)	滋賀・奈良運輸支局・公正取引委員会・適正化実施機関
岐阜	令和7年11月25日	多治見市・土岐市・可児郡御嵩町の荷主等 (9社)	多治見労働基準監督署・公正取引委員会
三重	令和7年10月15日	亀山市の荷主等 (1社)	公正取引委員会
三重	令和7年10月22日	伊賀市の荷主等 (15社)	公正取引委員会・適正化実施機関
三重	令和7年11月6日	津市の荷主等 (11社)	三重労働局・津労働基準監督署・公正取引委員会
福井	令和7年10月9日	坂井市の荷主等 (1社)	-
福井	令和7年11月18日	福井市の荷主等 (10社)	福井労働局、適正化実施機関



【R7.10.7 静岡市 荷主パトロールの様子】



【R7.10.22 伊賀市 荷主パトロールの様子】

北陸信越運輸局・公正取引委員会・適正化実施機関との合同Gメン活動

令和7年10月10日（金）に石川県内において、中部運輸局（福井運輸支局を含む。）、北陸信越運輸局（石川・富山運輸支局を含む。）、適正化実施機関（福井・石川県Gメン調査員）、公正取引委員会中部事務所が合同でGメン活動を実施。石川県小松市周辺にて荷主企業15社を訪問し物流問題等に対する啓発活動を実施するとともに、尼御前SAにおいてドライバーへの聴き取り調査を実施（54人に対して聴き取りを実施、うち2件の違反原因行為の情報入手）。



【尼御前SA「ドライバー」ヒアリングの様子】



【マスコミ取材の様子】

全国のGメンと公正取引委員会等との合同荷主パトロールへの参加

令和7年10月28日（火）から29日（水）にかけて東京都を中心とする首都圏に全国のトラック・物流Gメンが集結し、公正取引委員会及び適正化実施機関と連携した大規模な合同荷主パトロールを実施。

中部運輸局のトラック・物流Gメンも同活動に参加し、様々な業種の荷主企業や元請事業者を対象に物流改正法やトラック・物流Gメン制度等について周知啓発を実施。



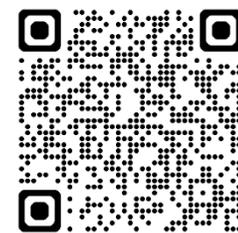
【出典：（公社）全日本トラック協会 機関紙『広報とらっく』より】

周知啓発のためのメディア配信

- メディア配信を通して、トラック・物流Gメンの活動への理解・協力を広く呼びかけ、**違反原因行為等の是正に向けて周知啓発を実施**



YouTubeチャンネル
「STOP!トラハラ」過積載・過労運転防止プロジェクト
 @stop_torahara_official



トラック・物流Gメンの活動紹介動画

トラック・物流Gメンが違反原因行為を監視・是正していることを紹介。6つの違反原因行為の説明等について、約90秒の動画を制作・配信。

6つの違反原因行為のショート動画

違反原因となる6つの行為をテーマに、ショートドラマ形式でシリーズものとして、6つの動画を制作・配信。



- 2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- 物流改正法について
- トラック適正化二法、その他について

物流改正法の概要 (R6.5.15公布)

物資の流通の効率化に関する法律 (荷主・物流事業者に対する規制的措置)

旧：流通業務総合効率化法

一部を除き令和7年4月1日施行

すべての事業者

- ①荷主（発荷主、着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模の以上の事業者

⇒令和8年4月1日施行予定

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法 (トラック運送事業者の取引に対する規制的措置)

令和7年4月1日施行

- 運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面**による交付等を**義務付け**。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法 (軽トラック運送事業者に対する規制的措置)

令和7年4月1日施行

- 軽トラック運送事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**安全管理者**選任と**講習**受講、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**令和7年4月1日**より、**新物効法**に基づく**運送・荷役等の効率化**に向けた**基本方針**、**荷主・物流事業者の努力義務**、**判断基準**等を施行。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント ※令和7年4月1日施行

(1) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

・物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

(2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

・国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
・国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

(3) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置

・積載効率の向上等 ・荷待ち時間の短縮 ・荷役等時間の短縮

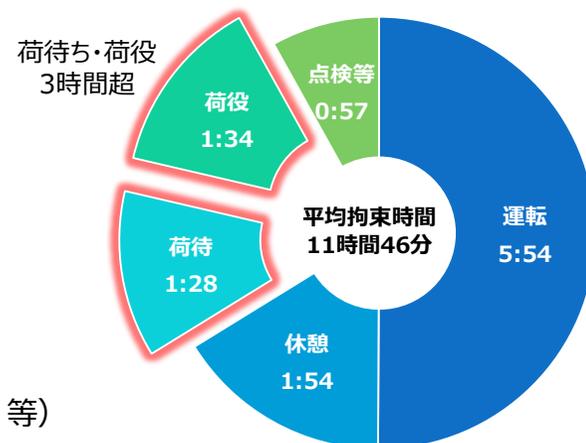
(4) 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

・再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進 ・「送料無料」表示の見直し
・返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

(5) その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進

・物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進 等）
・トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透 等）

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



(ドライバー実態アンケート調査(R6)より) 12

<荷主・物流事業者の判断基準等>

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等

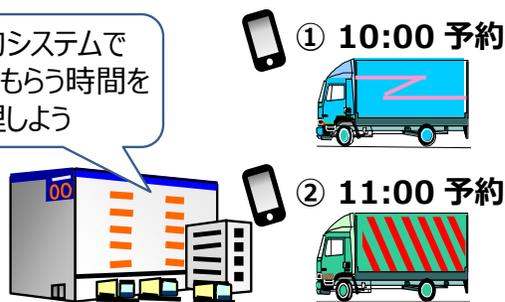


地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う

予約システムで
来てもらう時間を
整理しよう



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

- 荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

<物流に係る事業者等の責務>

- 荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモール等の運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。13

《特定事業者の指定基準》

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。 ※R8年4月1日～届出に基づき指定

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
(上位3,200社程度)

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
(上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
(上位790社程度)

《中長期計画・定期報告の記載内容》

中長期計画

※7月末迄（初年度のみR8年10月末迄）

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - (1) **実施する措置**
 - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - (3) **実施時期** 等

定期報告

※7月末迄（初回R9年7月末）

- 記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
 - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
 - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

《物流統括管理者（CLO）の業務内容》

※CLO：Chief Logistics Officer

※指定後速やかに選任

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等により、輸送網を集約すること
- 荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、配送の共同化に取り組むこと
- 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、実車率の向上を図ること
- 配車システムの導入等により、配車・運行計画の最適化を行うこと
- 輸送量に応じた大型車両の導入等により、積載することが可能な貨物の総量を増加させること

※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、

- ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に実際に要したこれらの時間について情報提供すること
- ・関係事業者がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること
- ・荷主が指示した時刻・時間帯に遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告するとともに、理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。
- ・取引先に対して、共同輸配送のための個建て運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用などの提案を行うこと

等にも取り組んでいただきたい。



特定トラック事業者等の改正物効法への対応のフロー図

(全ての貨物自動車運送事業者等 / 特定貨物自動車運送事業者等)

努力義務への
対応等

・積載効率の向上等に向けた取組状況を整理

保有車両台数の
把握

・事業者(法人番号)ごとに、前年度の保有車両台数を算定し、特定貨物自動車運送事業者等に該当するか確認

特定事業者の
指定の届出

・特定貨物自動車運送事業者等が前年度の保有車両台数が150台以上の場合は、国土交通省に届出を行い、特定事業者の指定を受ける(5月末×・初回のみ)

中長期計画の
策定

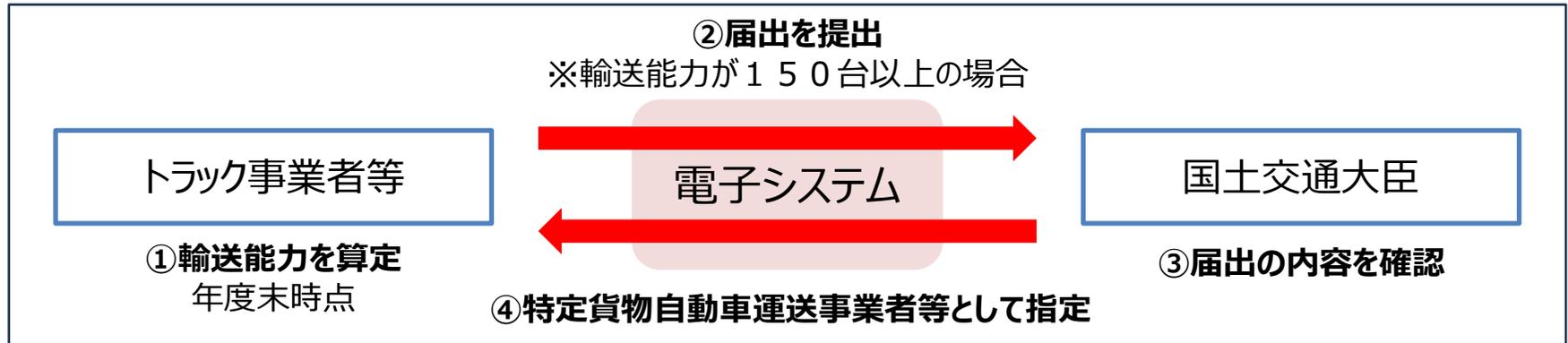
・積載効率の向上等に向けた取組の全体像と改善の優先順位・方法を検討
・輸送網の集約や配送の共同化に向けた事業者間協議などの長期的な対応を含めて計画(2026年は10月末×・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末×)

定期報告の
提出

・判断基準の取組に係る進捗状況を記載するとともに、参考情報欄で判断基準の取組状況等以外の取組が見える化を実施(2027年7月末×・以降毎年度7月末×)

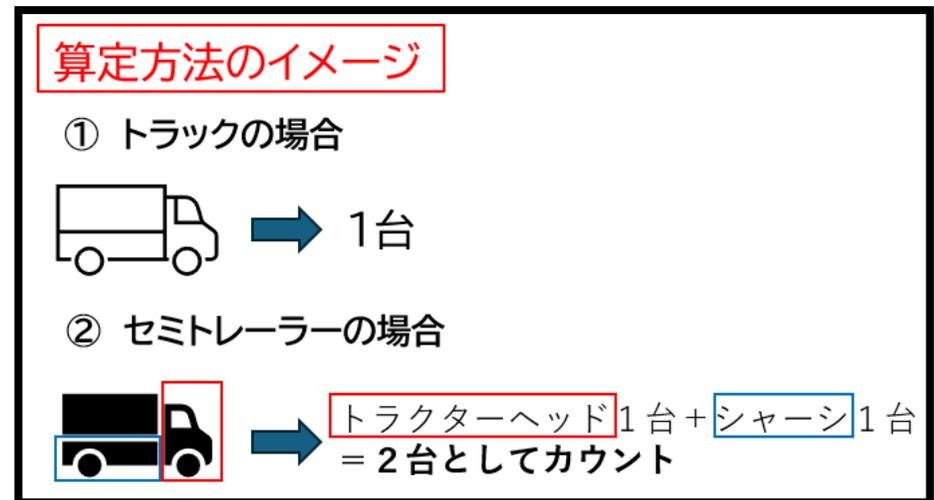
特定トラック事業者等の指定届出

○届出の流れ



○輸送能力の算定方法

- ・トラック事業者等は、届出の要否を判断するために、前年度末において保有する貨物自動車のうち、**自らの貨物自動車運送事業と第二種貨物利用運送事業の用に供するもの合計数**を算定し、**基準能力(150台)**と比較する必要があります。
- ・なお、右図のとおり、**輸送能力としての車両台数の算出には被けん引車も含まれます**。例えば、セミトレーラーの場合、けん引車（トラクターヘッド）と被けん引車（シャーシ）はそれぞれ1台ずつの計2台として取り扱います。



特定トラック事業者の中長期計画の作成

○中長期計画の提出頻度：

提出する年又はその翌年を最初の年として、実施期間は5年を上限とする。（年度での取り扱い）

○提出時期：

7月末日とする。ただし、初年度は10月末日とする。

※計画に変更がない場合は5年に一度のみの提出とすることも可能。例えば、2026年10月末日までに2026年4月～2031年3月を実施期間と定める計画を作成・提出し、計画期間中に変更が生じなかった場合、2031年7月に2031年4月からを実施期間と定める計画を提出することが必要。

特定トラック事業者
等の指定



○様式イメージ：

運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標等）	実施時期
輸送網の集約	現在、〇〇地域において、A社、B社、C社などの複数荷主の貨物の積合せを行っているが、今後は、△△地域にもこれら取組を拡大し、便数を30%削減する。	例) 2026年～2030年

その他計画に関する事項及び参考情報

・積載効率向上に伴い、ドライバーの積下ろしへの負荷が増大する恐れがあるため、テールゲートリフターやジョルダーカーを今後5年間で20台分導入し、積卸し作業の負担軽減及び効率化を図る。

上記で記入した計画に関連する上位の計画や計画内容の参考情報等を記入

特定トラック事業者の中長期計画の記載例のイメージ

II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

1 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
輸送網の集約	現在、〇〇地域において、A社、B社、C社などの複数荷主の貨物の積合せを行っている。 これらの取組について、今後は、△△地域への拡大により、便数を30%削減する。	2026年度～2030年度
配送の共同化	所属している事業協同組合のD運送、E運輸と連携し、協議を行ったうえで同一の着荷主向けの配送については午前便を当社、午後便をD運送、夜便をE運輸が運送しているが、この取組を他の組合員の事業者にも拡大できるよう、連携を進める。	2026年度～2030年度
復荷（帰り荷）の確保	求貨求車システムを活用し、帰り荷の〇〇%を確保する。 また、上記システムの実務者交流会などを通じ、着地での新規取引先を開拓する。	2026年度～2030年度
配車計画や運行経路の最適化	配車管理システムを導入し、積載効率を70%に向上させる。	2026年度～2030年度

（既に十分達成されている場合）

—	運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加について、すでに可能な限り達成できていることから、今後もその状態の継続に努める。	2026年度～2030年度
---	---	---------------

2 その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

積載効率向上に伴い、ドライバーの積卸しへの負荷が増大する恐れがあるため、テールゲートリフターやジョルダーカーを今後5年間で20台分導入し、積卸し作業の負担軽減及び効率化を図る。

特定トラック事業者の定期報告の記載例のイメージ①

I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

対象項目	遵守状況		
運転者一人当たり の一回の 運送ごとの 貨物の 重量の増 加	④ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。		
	実施状況の詳細	<input checked="" type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	店舗配送は急な変更がほぼないことから、最適な定型の配車・経路を定めた上で、渋滞状況をみて配送することとしている。
		実施していない理由	
実効性の 確保	① 運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	施設に出入りする事業者が限られており特定の時間に集中することがないことから、到着時刻を調整する必要性が低い。

事業者として、どの程度当該取組を実施しているか、該当する選択肢にチェックを入れる。

特定トラック事業者の定期報告の記載例のイメージ②

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加のための取組を実施することに伴い増加する運転者の負荷の低減への配慮	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	具体的な措置の内容	テールゲートリフターを5台分導入した。
	実施していない理由	

事業者として、該当する選択肢にチェックを入れる。

III IIの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	これまで10t車で配送していた区間について見直し、約1割の貨物について20tトレーラーに切り替えた。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">該当がなければ空欄で構いません。</div>

判断基準において示す取組以外の措置を記入する。

指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告・公表・命令

国土交通大臣は、法律の規定に基づき、貨物自動車運送事業者等に対して以下の対応を行う場合があります。

○指導・助言 ※ 全ての貨物自動車運送事業者等が対象

- 積載効率の向上等を図る措置の適確な実施を確保するために、貨物自動車運送事業者等に対して、**判断基準を勘案して必要な指導・助言**を行うことができる。（法第36条）

○報告徴収・立入検査

- **特定貨物自動車運送事業者等への指定や取消し**を行うために、貨物自動車運送事業者等に対して、輸送能力の状況に関して**報告をさせる**ことができ、また**貨物自動車運送事業者等の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第41条第1項）
- 勧告又は命令を行うために、特定貨物自動車運送事業者等に対して、積載効率の向上等を図る措置の実施の状況に関して**報告をさせる**ことができ、また**特定貨物自動車運送事業者等の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第41条第2項）

○勧告・公表・命令

勧告

特定貨物自動車運送事業者等の積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合は、特定貨物自動車運送事業者等に対して**勧告**を行うことができる。（法第40条第1項）

公表・命令

勧告に従わない特定貨物自動車運送事業者等に対して、その旨を公表することができる。（法第40条第2項）

勧告を受けた特定貨物自動車運送事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該措置を行う命令を行うことができる。（法第40条第3項）

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトについて

■ 物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトでは、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。その他、個別省庁のHPに関係資料を掲載しています。

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

荷主判断基準の解説書

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-judgment-criteria-book_ver.1.2.pdf

特定荷主の物流効率化法への対応の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/specified-sippers_ver.1.0.pdf

トラック判断基準の解説書

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001881004.pdf>

トラック（特定事業者）物効法への対応の手引き

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001976793.pdf>



物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、物流の持続的な成長を図るため、荷主・物流事業者に対する規制の措置が定められました。すべての荷主・物流事業者に、物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。また、一定規模以上の特定事業者に対し、中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。趣旨をご理解いただき、物流効率化の取組を推進してください。

[本プラットフォームについて](#) →

CHECK!

5分でわかる
物流効率化法の
改正のポイント

荷主の判断基準等について（法第43条）

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。

判断基準に定めている内容等をこのページにて紹介しますので、これを参考にして、効率化に向けた取組を実施してください。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については

- [荷主の判断基準省令全文](#)
- [荷主判断基準の解説書](#) (1.4MB)
- [荷主判断基準の解説書事例集](#) (2.9MB)
- [物流パターンごとの荷主の考え方](#) (1.1MB)

書面交付関係

令和7年4月1日施行

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
 - ・ 真荷主*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
 - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者**※との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者**※以外のもの

※一部変更（R8.4～）

【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

- ・ メール等の電磁的方法でも可
- ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

実運送体制管理簿関係

令和7年4月1日施行

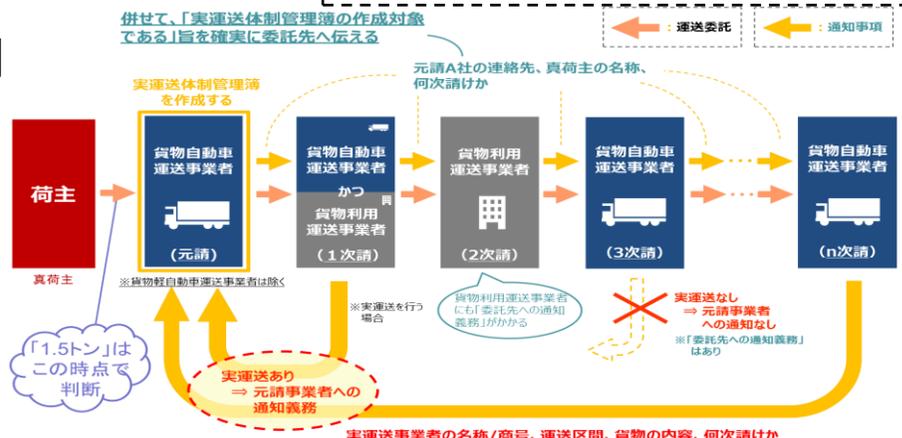
- **元請事業者**に対し、以下の事項について記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**
 - ※ 作成の対象となる貨物の重量は**1.5トン**以上
 - ※ 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合、運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）
- 作成した実運送体制管理簿は**1年間保存**すること
- **各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を**義務付け**

【実運送体制管理簿の記載事項】

- ① 実運送事業者の**商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の**請負階層**

※真荷主から**運送依頼があった時点**で判断。
 実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ない。

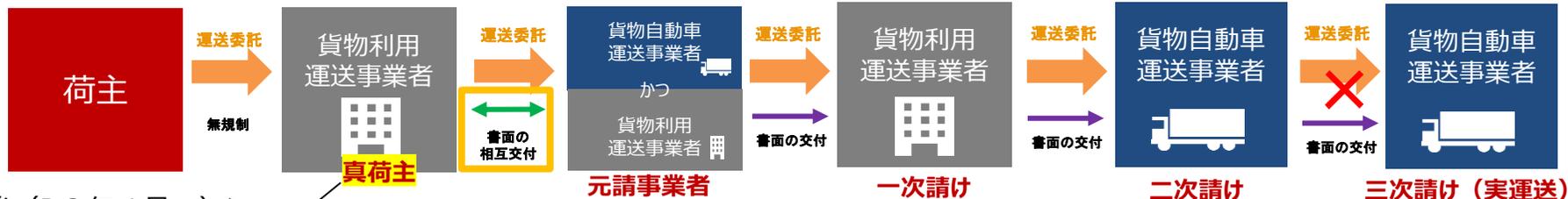
※系列化等により下請構造が固定化されている場合（真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態）を想定。



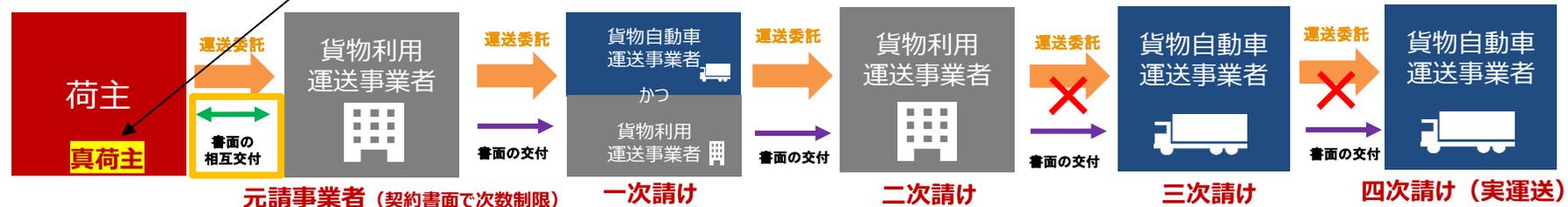
トラック法の「真荷主」の定義が変更されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。施行は、**令和8年4月1日**です。

< 現行 (R7年4月~) >

書面交付義務

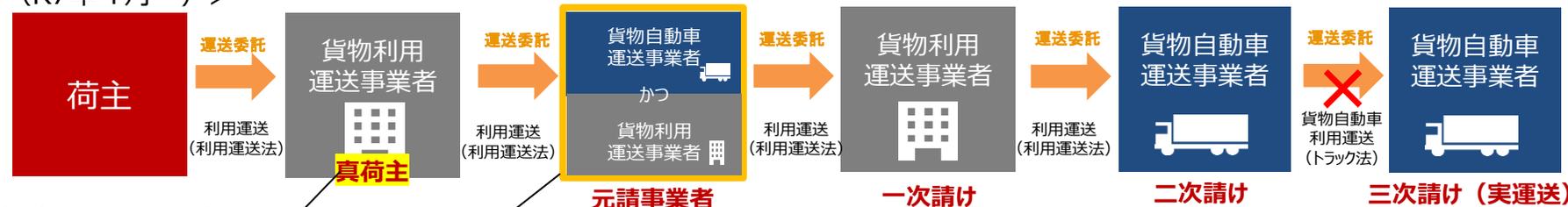


< 改正後 (R8年4月~) >

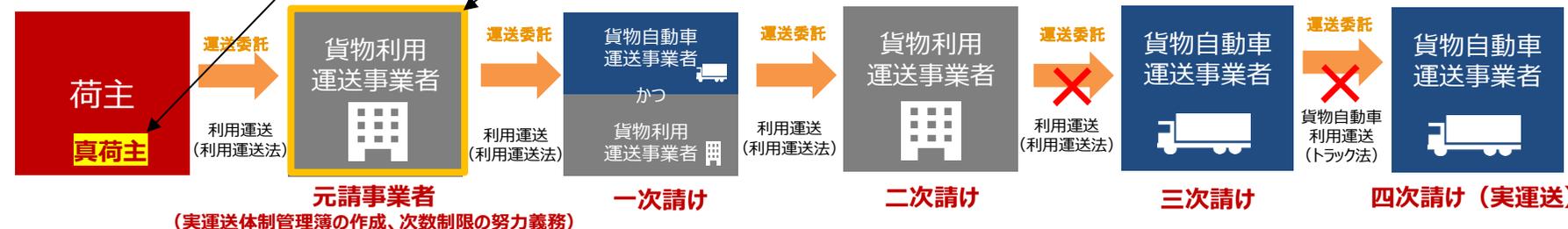


< 現行 (R7年4月~) >

作成義務
実運送体制管理簿



< 改正後 (R8年4月~) >



- 2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- 物流改正法について
- トラック適正化二法、その他について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。令和7年6月11日公布

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

【1.2.】 公布から3年以内の施行
【3.4.】 R8.4.1～施行

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者^{（※）}に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- （※）貨物利用運送事業者についても同様に規制
- （※）適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- （※）標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

- （※）真荷主の定義が変更、利用運送事業者にも運送契約書面、実運送管理簿の作成義務適用

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

公布から3年以内の施行

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

1. 事業許可の更新制度の導入

- **トラック運送事業の許可**は、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。
- **許可基準**に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務**の一部を**独立行政法人に行わせる**ことができる。



(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、**法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。**

(2) 更新申請時には、**一定の手数料収受**を想定。

(3) 独立行政法人の詳細については、**今後3年以内を目途に決定。**



2. 労働環境整備について

- **トラック運送事業法**に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る「**物流政策推進会議**」と、その下に実務者会議を設置。



(1) トラック運送事業法の目的に、**「労働環境の適正な整備に留意すること」**を明記。

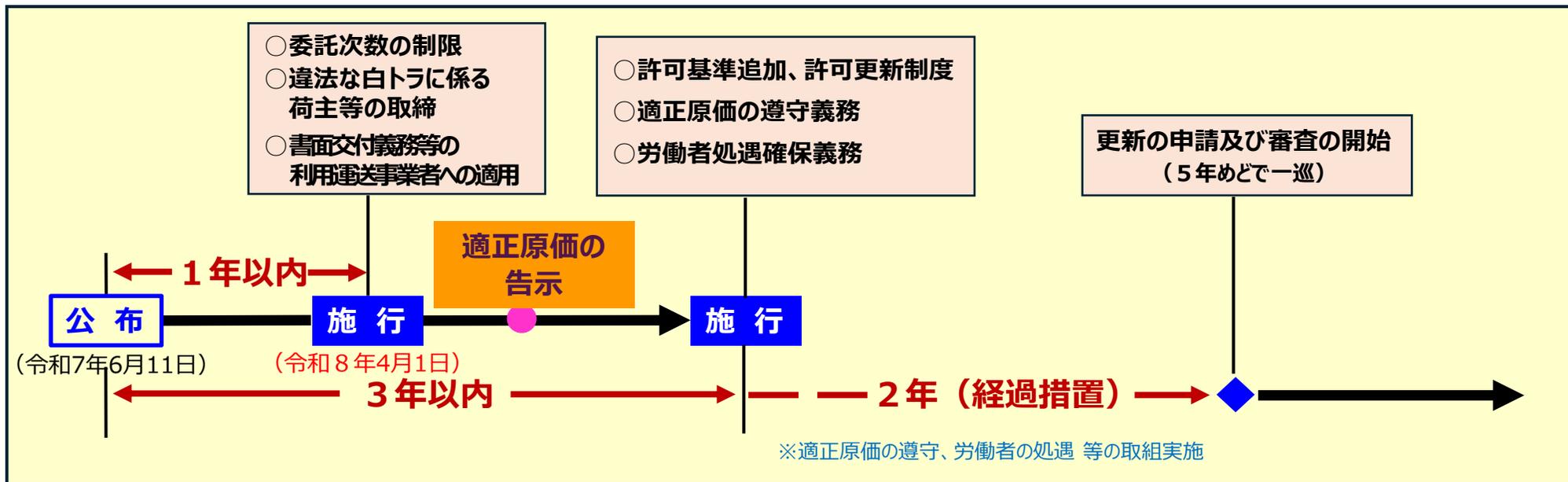
(2) トラック運送事業者の義務として、**「労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること」**を追加。 ⇒ **許可更新の要件**にも含まれる

トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

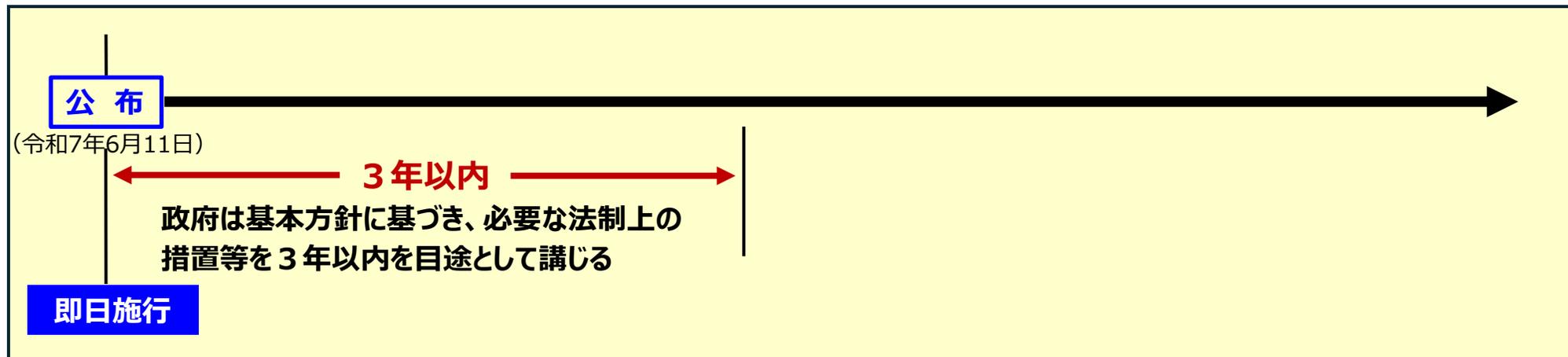
(3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長**など。

3. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



【参考】“違法白トラ禁止”に係る 最新チラシ


 国土交通省

荷主等の
皆様

白ナンバーのトラックに
有償で貨物の運送を委託してませんか？

貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車
運送事業法違反**となる可能性があります。



事業用



自家用

違反した場合は
100万円以下の罰金


 国土交通省

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーの
トラック」に貨物の運送を有償で委託しては
いけない※注ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると
認識して有償で運送行為を発注した時点で違
法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わって
いるおそれや疑いのある荷主等に対しては、
令和8年4月1日から「トラック・物流Gメ
ン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した
専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。